

## 非課税理由の証明（S-1030）

「**船長又はその代理人**」の項は、船長又は船長に代わってその職務を代行する者（一等航海士等）の氏名を記載する。

「**納税義務者**」欄には、船長又はその職務代行者が納税義務者であるときは、その住所氏名を記載する。ただし、当該船舶のその開港における納税義務者として船長以外の者について税関長の承認を受けているときは、その者の住所及び氏名又は名称を記載する。

- この証明手続を行う場合には、「とん税及び特別とん税の納付申告書」及び「納付書」の提出は必要がない。